

平成21年10月28日

平成21年度第2回地域産業資源活用事業計画の認定について ～地域資源を活用した12の事業計画の認定～ 《近畿で認定件数100件突破》

近畿経済産業局は、10月28日(水)に、各地域の強みである地域資源(農林水産物、鉱工業品及びその生産技術、観光資源)を活用して、新商品の開発・生産などを行う12件の「地域産業資源活用事業計画(地域資源活用事業計画)」を地域資源活用促進法(注1)に基づき認定いたしました。

近畿地域での地域資源活用事業計画の認定は、地域資源活用促進法が施行された平成19年6月以来、103件となりました。

認定事業計画には、試作品開発や販路開拓に対する補助、設備投資減税、中小企業信用保険法の特例、政府系金融機関による融資制度や専門家によるアドバイスなどの総合的な支援を用意しています。

1. 地域資源活用事業計画の認定

- (1) 近畿経済産業局は、中小企業者から申請のあった12件の事業計画について、10月28日付けで通算第8回目の認定を行いました。(12件のうち大阪国税局と近畿農政局との共管事業が1件、近畿農政局と近畿運輸局との共管事業が1件、近畿農政局との共管事業が2件、近畿運輸局との共管事業が1件です。)
- (2) 認定した事業計画の事業概要は別添のとおりです。
- (3) 管内各府県毎の認定件数は次のとおりです。

(注1) 地域資源活用促進法とは「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」(平成19年法律第39号)(平成19年5月11日公布、同6月29日施行)。

府県別認定件数（括弧内は累計件数）

府県名	農林水産品	鉱工業品	観光資源	合計
福井県	0（ 1 ）	0（ 7 ）	0（ 0 ）	0（ 8 ）
滋賀県	0（ 2 ）	2（ 8 ）	1（ 1 ）	3（ 11 ）
京都府	0（ 3 ）	1（ 11 ）	1（ 5 ）	2（ 19 ）
大阪府	0（ 0 ）	2（ 14 ）	0（ 0 ）	2（ 14 ）
兵庫県	2（ 8 ）	3（ 16 ）	0（ 4 ）	5（ 28 ）
奈良県	0（ 6 ）	0（ 5 ）	0（ 1 ）	0（ 12 ）
和歌山県	0（ 7 ）	0（ 4 ）	0（ 0 ）	0（ 11 ）
合計	2（ 27 ）	8（ 65 ）	2（ 11 ）	12（ 103 ）

12件中、他省庁との共管事業は5件（大阪国税局・近畿農政局との共管：1件、近畿農政局・近畿運輸局との共管：1件、近畿農政局との共管：2件、近畿運輸局との共管：1件）。

2．地域資源活用促進法の制定の背景

- (1) 地域間格差は喫緊の政策課題です。このため、地域経済の自律的な活性化を図るため、地域の特色ある農林水産物、産地の技術、観光資源といった地域資源を活用した中小企業による事業活動を支援するための措置を講じ、地域経済の主な担い手である中小企業の事業活動の促進を図ることが必要となっています。
- (2) 各地域の強みである農林水産物、鉱工業品及びその生産技術、観光資源の3類型からなる地域資源を活用して新商品の開発等の事業を行う中小企業を支援するため、地域資源活用促進法が、平成19年5月11日に公布、同6月29日に施行されました。

3．中小企業者による「地域資源活用事業計画」の作成

- (1) 中小企業者は、同法第6条に基づき、国の定める基本方針（注2）に従い、地域資源（注3）を活用した具体的な事業計画「地域資源活用事業計画」を作成し、各都道府県を經由して、国の認定を申請することができます。

（注2）「基本方針」は、主務大臣（注4）が、地域資源を活用した事業の促進により、地域経済の活性化を図るための方策に関する事項等を示した方針を策定。平成19年7月13日告示。

(注3) 都道府県が国の定める「基本方針」に従い、同法第4条に基づき、「基本構想」を作成し、地域産業の強化や新たな地域産業の創出の核となり得る地域資源を特定するとともに、当該地域資源を活用した事業を促進するための方向性や具体的施策を定めている。平成19年8月31日に主務大臣(注4)が認定。

(注4) 主務大臣は、経済産業大臣のほか、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。

(2) 中小企業が地域資源を活用した事業計画の認定を受けた場合には、試作品開発や販路開拓に対する補助、設備投資減税、中小企業信用保険法の特例、政府系金融機関による融資制度や専門家によるアドバイスなど総合的な支援を用意しています。

施策毎に審査があるため、事業計画の認定が支援施策を受けることを保証するものではありません。

(本発表資料のお問い合わせ先)

近畿経済産業局産業部 創業・経営支援課

担当者：福崎、梁瀬、掃部(かもん)、阿部

電話：06-6966-6014